

函館のため  
に働いて  
くれる  
保育士・  
幼稚園教諭  
の方へ



令和6年4月1日から

# 保育士等就労奨励金制度が始まります

新規就労奨励金

20万円

初めて市内の保育所等で常勤の保育士等として働く方へ20万円を支給します（渡島地域で就労経験がある方を除く）。

支給要件

- (1) 市内の認可保育所・幼稚園・認定こども園で、常勤で働く保育士・幼稚園教諭・保育教諭の方
- (2) 保育士・幼稚園教諭・保育教諭として、乳幼児の保育に直接従事する方
- (3) 従前、市内または渡島地域の認可保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設その他児童福祉施設等の乳幼児を保育する施設で、常勤の保育士等として就労した経験がない方
- (4) 令和6年4月1日以降に市内の認可保育所・幼稚園・認定こども園で働き始め、1年以上継続して就労する意志がある方

※ 就労先の費用負担が発生する職業紹介業者を經由して就職された方は対象外となります。

※ 同様の奨励金（渡島地域の他自治体の制度を含む）を受給された方は対象外となります。

継続就労奨励金 最大30万円

市内の保育所等で1年以上常勤の保育士等として就労した期間の通算が3・6・9年に達したときに、10万円を支給します。

支給要件

- (1) 市内の認可保育所・幼稚園・認定こども園で、常勤で働く保育士・幼稚園教諭・保育教諭の方
- (2) 保育士・幼稚園教諭・保育教諭として、乳幼児の保育に直接従事する方
- (3) 市内の認可保育所・幼稚園・認定こども園に常勤の保育士・幼稚園教諭・保育教諭として1年以上継続就労した月数(1か月未満の端数切捨て)を通算し、①3年以上4年未満、②6年以上7年未満、③9年以上10年未満、のいずれかの期間に達してから1年以内の方
- (4) 1年以上継続して就労する意志がある方

※ 同じ種類の奨励金（渡島地域の他自治体の制度を含む）は一度しか受給できません。

※ 本制度では、1日6時間以上かつ月20日以上勤務を常勤とみなします。

奨学金返還支援 最大120万円

※ 奨励金と併給できます。

令和6年4月から、市内の保育所等へ就職する若者（函館市内居住に限る）への奨学金返還支援の制度も始まります（最長5年間、返還額の2/3、年上限24万円を支給）。

【問い合わせ先】 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市役所

新規就労奨励金・継続就労奨励金： 子ども未来部子どもサービス課 0138-21-3935

奨学金返還支援： 経済部雇用労政課 0138-21-3309



市ホームページ